

# 鳥栖市ねこの愛護及び管理に関する条例（案）の骨子

## 条例制定の目的

飼いねこの適正な飼養等の事項について定め、動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持を図ることを目的とする。

## 条例で規定予定の主な事項

### ○飼い主の定義

所有者だけでなく、所有者以外の者であっても、えさやりを行っている場合は、飼い主とする。

### ○市の責務

条例の目的を達成するために必要な施策を講じ、市民等と協力してこれを実施するよう努める。

### ○市民の責務

市が実施する施策に協力するよう努める。

### ○飼い主の責務

ねこの習性、生理的及び生態を理解し、愛情を持って接するとともに、終生にわたり飼養し、人に迷惑を及ぼすことがないように努める。

### ○飼い主の遵守事項

- えさ及び水を適正に与えるとともに、疾病の予防を行うため、予防接種や治療その他措置を講ずること。
- 排泄物の適正処理をはじめ、飼いねこがみだりに繁殖しないよう室内飼養や生殖を不能にする手術等、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 自己所有であることを明らかにするため、名札等を装着するよう努めること。

### ○飼いねこ以外へのえさやりの禁止

自ら飼養していないねこに対し、みだりにえさ及び水を与えてはならない。

### ○指導

条例の遵守事項等に違反していると認める場合は、期限を定めて必要な措置について指導する。

### ○勧告

指導を行ったにもかかわらず、従わないときは、期限を定めて必要な措置について勧告する。

### ○命令

勧告に従わない者に対し、期限を決めて必要な措置について命令する。

## 条例施行の時期

平成25年4月1日を予定